

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について①

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和元年度予算額	→	令和2年度予算額(案)
69億		68億
+126億円(臨時・特別の措置分)		+106億円(臨時・特別の措置分)
【令和元年度 補正予算		83億円】

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の充実・
地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に基づき、耐震化整備を推進するほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備等を推進する。



社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について②

(県事業名：障害児・者施設整備補助事業)

1. 事業概要

○社会福祉法人等が障害福祉サービス事業所、グループホーム等を整備する際の費用に対して補助する。

2. 補助額、補助率

○補助額:「事業費(補助対象経費)の3/4」と「補助基準単価」を比較して少ない方の額

○補助率:国1/2、県1/4

3. 県の整備方針(令和2年度)

- 耐震化整備を図るもの、スプリンクラー整備
- 非常用自家発電設備の整備
- コンクリートブロック等の改修
- 地域生活支援拠点等の整備
- 長期入院精神患者の住まいを確保するためのグループホームの整備
- 児童発達支援センター、重症心身障害児・医療的ケア児を対象とする障害児通所支援事業所等の整備
- 施設入所者等の地域生活の移行や一般就労への移行を進めるための整備、など

4. 協議にあたって

- 各市町村の障害福祉計画との整合を確認願います。
- 協議にあたっては具体的なニーズ調査を実施願います。
- 県の審査会で「整備が適当」とされた整備についても国庫補助協議が不採択となる場合もあります。
- 美の国あきたネットで令和元年度の国通知や協議様式を確認できます。(サイト内検索:「44111」で入力し検索))

5. 協議スケジュール(例)

日程	事項	
8月上旬	県→法人	施設整備方針通知
8月中～下旬	法人→市町村→県	整備計画一覧表提出
9月中～下旬	法人→市町村→県	整備計画書提出
10月上～11月上旬	県→法人	ヒアリング及び現地調査
12月上旬	県	秋田県社会福祉施設等施設整備選定審査会
令和3年2月	県	当初予算へ計上
3月上旬～4月中旬	県→東北厚生局	国庫補助協議
6月上旬～7月上旬	東北厚生局→県→法人	内示→着工可能

※令和2年度整備の協議は終了(コロナ関連除く)。
年度内完成が原則